

withコロナをともに生きる

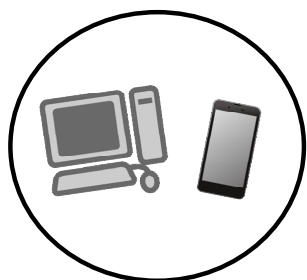
名護市の 事業者の みなさまへ

事業継続・雇用関係・納税・保険料の納付などでお困りの皆様
への支援を実施しています。

(令和2年10月5日現在)

10月5日・・・P1の持続化給付金サポート会場情報を修正しました。

- ※1 最新の情報や要件等の詳細はお問い合わせいただくか、ホームページ等でご確認ください。
- ※2 支援金や補助金、猶予等は申込みされた全ての方が受けられる支援ではなく、要件に該当するかどうか審査したうえで、補助や猶予等が決定となることを事前にご了承ください。
- ※3 受付が終了している事業や直接事業者の方向け以外の事業も市が実施した事業の一覧として参考掲載しています。



名護市HP 「新型コロナウイルス感染症関連情報」

パソコン・スマートフォンから

名護市 コロナ 

から検索ください。



発行 名護市 企画政策課

1 売上げが前年から減少 

1	<p>持続化給付金</p> <p>中小法人等 上限200万円</p> <p>個人事業者 上限100万円</p>	<p>国</p> <p>感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える、給付金を支給します。農業、漁業、製造業、飲食業、小売業、作家・俳優など幅広い業種で、法人・個人の方が対象となりますので、本制度の活用をご検討ください。</p> <p>【対象】売上げが前年同月比50%以上減少した事業者</p> <p>【給付額】①中小法人等：上限200万円 ②個人事業者等：上限100万円</p> <p>前年の総売上(事業収入)-(前年同月比▲50%月の売上×12カ月)</p> <p>【申請期間】令和2年5月1日～令和3年1月15日まで</p> <p>【申請方法】電子申請(オンライン)</p>	<p>持続化給付金</p> <p>コールセンター</p> <p>☎ 0120-279-292</p> <p>IP電話専用回線</p> <p>☎ 03-6832-6631</p>
2	<p>持続化給付金相談サポートセンター</p>	<p>国</p> <p>持続化給付金については、電子申請を原則としていますが、ご自身で電子申請を行うことが困難な方のために、「申請サポート会場」を開設しています。</p> <p>【那覇会場】 沖縄県那覇市前島3-25-1 泊ふ頭旅客ターミナルビル2F</p> <p>※10月1日より那覇会場が変更になりました。 ※9月29日をもってライカム会場は閉鎖しました。</p>	<p>電話予約窓口(要予約)</p> <p>(日-金/8:30-19:00)</p> <p>☎ 0120-279-292</p> <p>(オペレーター対応)</p> <p>☎ 03-6832-6631</p> <p>(IP電話等)</p>
	<p>NEW</p> <p>持続化給付金不備相談窓口</p>	<p>国</p> <p>8月31日(月)以前に電子申請された方、9月30日(水)以前に申請サポート会場にて申請された方の不備に関する相談を承ります。</p> <p>【会場】 沖縄県那覇市 銘苅2-3-1 なは市民協働プラザ2F</p>	<p>フリーダイヤル</p> <p>☎ 0120-115-570</p> <p>IP電話等</p> <p>☎ 03-6831-0613</p> <p>(日-金/8:30-19:00)</p>
3	<p>事業者向け相談体制強化(社会保険労務士による相談回数増)</p>	<p>市</p> <p>新型コロナウイルス感染症を受け、売上減少など経営状況が深刻化している事業者の雇用調整助成金や労働に関する相談を受け付け、書類作成等を支援します。</p> <p>【相談日】毎週水曜日・金曜日</p> <p>【場所】名護市産業支援センター1階</p>	<p>名護市商工会</p> <p>☎ 0980-52-4243</p>
4	<p>家賃支援給付金</p> <p>法人 最大600万円</p> <p>個人事業者 最大300万円</p> <p>医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人、フリーランス等も対象です</p>	<p>国</p> <p>新型コロナウイルス感染症を契機とした5月の緊急事態宣言の延長などにより、売上の減少に直面するみなさまの事業の継続をささえるため、地代・家賃(以下、賃料)の負担を軽減することを目的として、賃借人である事業者に対して給付金を給付します。</p> <p>【対象】令和2年5月～12月において下記の①②に該当する者</p> <p>①いずれか1カ月の売上高が前年同月比50%以上減少した事業者</p> <p>②連続する3カ月の売上高が前年同期比で30%以上減少した事業者</p> <p>【給付額】</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請時の直近の支払い賃料(月額)に基づき算出される給付額(月額)の6倍 法人：最大600万円、個人：最大300万円 <p>【申請期間】令和2年7月14日～令和3年1月15日まで</p>	<p>家賃支援給付金</p> <p>コールセンター</p> <p>☎ 0120-653-930</p> <p>(日-金/8:30～19:00)</p>
5	<p>家賃支援給付金サポートセンター</p>	<p>国</p> <p>【名護会場】 名護市喜瀬1490-1 オキナワマリオットリゾートアンドスパ3F (令和2年7月22日～)</p>	<p>電話予約窓口(要予約)</p> <p>0120-150-413</p> <p>(9:00-18:00)</p>
6	<p>安全・安心な島づくり応援プロジェクト</p> <p>農業者も対象</p>	<p>県</p> <p>沖縄県内の感染症拡大防止対策を実施する事業者に対し奨励金を支給します。</p> <p>【対象】県内中小企業、個人事業主で県が実施している「うちなーんちゅプロジェクト」の支援金等を受給した事業者及び今後実施を予定しているほかの支援金等の給付対象となる事業者を除く幅広い事業者</p> <p>【対象要件】上記の対象者のうち収入が減少しており、感染症拡大防止対策に取り組む事業者</p> <p>【奨励金額】10万円</p> <p>【申請期間】令和2年7月16日～令和2年8月31日まで</p>	<p>受付終了</p> <p>沖縄県感染症対策奨励金</p> <p>コールセンター</p> <p>☎ 098-987-4507</p> <p>(9:00～17:00)</p>
7	<p>事業者緊急支援給付金</p> <p>1店舗 10万円</p>	<p>市</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、売上げが50%以上減少した名護市内の事業者に対して、経済支援と地域経済の回復を促すことを目的として、「名護市事業者緊急支援金」を10万円給付します。</p> <p>【対象】下記①②を満たす事業者で売上げが50%以上減少</p> <p>①名護市内で別に定める「対象店舗等」に該当する店舗、移動店舗、車両を有していること</p> <p>②国の持続化給付金の給付を受けていること</p> <p>【支給額】1店舗当たり10万円</p> <p>【申請期間】令和2年7月2日(木)～令和3年3月1日(月)まで</p>	<p>地域経済部</p> <p>商工・企業誘致課</p> <p>☎ 0980-53-5438</p> <p>9:00～12:00</p> <p>13:00～16:00</p> <p>(土日祝除く)</p>

2 感染症対策・企業活動再開への補助



8	生産性革命推進事業 (事業再開支援) 新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために、前向きな投資を行う事業者を支援します。	国 ①ものづくり・商業・サービス補助 新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援 【対象】中小企業・小規模事業者等 【補助額】最大1,000万円(グローバル展開型は最大3,000万円) ※コロナ特別枠で最大50万円上乗せ 【補助率】1/2~3/4 【申請期間】令和2年8月4日~11月26日 17:00	ものづくり補助金事務局 サポートセンター ☎ 050-8880-4053 10:00-17:00(平日) http://portal.monodukuri-hojo.jp/
		国 ②持続化補助 小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援 【対象】中小企業・小規模事業者等 【補助額】最大100万円 ※コロナ特別枠で最大50万円上乗せ 【補助率】2/3~3/4 【申請期間】~10月2日まで(必着)	受付終了 沖縄県商工会連合会 那覇市小禄1831-1 沖縄産業支援センター604号 ☎ 098-859-6150
		国 ③IT導入補助 ITツール導入による業務効率化等を支援 【対象】中小企業・小規模事業者等 【補助額】30万円~450万円 【補助率】1/2~3/4 【申請期間】~令和2年8月31日 17:00	受付終了 サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局 ポータルサイト ☎ 0570-666-424 9:30~17:30(平日)
9	テレワーク設備導入に係る税制支援	国 ①少額減価償却資産の特例 中小企業は、30万円未満のテレワーク用設備(パソコンやソフトウェア)について、全額損金算入することが可能です。 ②中小企業経営強化税制 「中小企業経営強化税制」に、デジタル化促進のための設備投資に係る新たな類型を追加し、テレワーク用設備等を導入する場合に、即時償却又は設備投資額の7%(資本金が3,000万円以下の法人は10%)の税額控除がご利用いただけます。	税法上の規定に関するお問い合わせに関しては、公認会計士・税理士又は所轄の税務署へお願いします
10	小規模事業者持続化補助金	民 ①通常型 小規模事業者が、商工会の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む費用の2/3を補助します。 【補助上限額】50万円 【受付期間】3次締切:令和2年10月2日(金)※当日消印有効 4次締切:令和3年2月5日(金)※当日消印有効 【補助率】2/3 ②コロナ特別対応型 具体的な対策に取り組む小規模事業者等が、地域の商工会の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む費用の2/3を補助します。 【補助上限額】100万円 【受付期間】第4次締切 令和2年10月2日まで ※必着 【補助率】2/3	受付終了 沖縄県商工会連合会 小規模事業者持続化補助金事務局 (那覇市小禄1831番地1 沖縄産業支援センター6階) ☎ 098-859-6150
11	小規模事業者経営支援事業	県 商工会・商工会議所等の小規模事業者等に対する窓口体制を支援するため個別相談等端末導入や窓口業務の感染症対策等の経費を補助します。 【対象】県内商工会、商工会議所及び商工会連合会 【補助額】定額 【申請期間】令和2年4月~令和3年3月まで	沖縄県 商工労働部 中小企業支援課 ☎ 098-866-2343
12	沖縄県ECスキル普及・連携支援事業	県 新たな生活様式に対応した販売形態の利用や事業者の算入を促進するための特設ウェブサイトの構築、及び電子商取引(以下EC)の導入に対する支援、ハンズオン支援を行います。 【対象要件】EC市場に参入する県内中小企業、個人事業主 【補助額】上限30万円 【申請期間】令和2年7月下旬~令和3年3月31日まで	沖縄県ITイノベーション戦略センター ☎ 098-953-8154

2 感染症対策・企業活動再開への補助



13	小規模事業者等 IT導入支援事業	<p style="text-align: right;">県</p> <p>県内小規模事業者等の労働生産性向上に向けた業務のIT化を促進する取組を実施。労働生産性分析アンケート、IT専門家による県内商工業者のヒアリングやIT化の助言、及びソフトウェア等の導入費用を補助する仕組みを構築します。</p> <p>【対象】 中小企業及び小規模事業者等 【対象要件】 県内に主たる事業所を有する者 【補助額】 20万～80万円 【申請期間】 令和2年6月～令和3年3月末まで</p>	<p>一般財団法人沖縄IT イノベーション戦略 センター ☎ 098-859-1831</p>
----	-----------------------------	---	---

3 従業員の賃金に関すること



14	雇用調整助成金の 特例措置 (6月12日～更なる拡大) 雇用保険被保険者の	<p style="text-align: right;">国</p> <p>事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用について助成します。(雇用保険被保険者の休業手当) 【対象】 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける全業種の事業主 【助成額】 (平均賃金額×休業手当等の支払率)×助成率 ※一人一日当たり15,000円が上限 【助成率】 解雇等をせずに雇用を維持している中小企業の休業 10/10 【適用期間】 令和2年4月1日～9月30日まで ※既に申請済みの事業主の方についても、以下のとおり、4月1日に遡って適用となります。</p>	<p>ハローワーク名護 ☎ 0980-52-2810 名護労働基準監督署 ☎ 0980-52-2691 雇用調整助成金 コールセンター ☎ 0120-60-3999 (毎日9:00～21:00)</p>
15	緊急雇用安定助成金 雇用保険被保険者 以外(労災保険)の方の 休業手当への助成金	<p style="text-align: right;">国</p> <p>事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用について助成します。(雇用保険被保険者以外の休業手当です。林業経営者も対象です。) 【対象】 ①労働災害補償保険に加入している事業主 ②暫定任意適用事業所の事業主 ※本制度の申請書類に林野庁が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」の添付が必要です。 【助成額】 ①平均休業手当日額×助成率 ②①が8,330円以下の場合は、支払った休業手当金額×助成率 【助成率】 解雇等をせずに雇用を維持している中小企業の休業 10/10 解雇等を行った中小企業の休業 4/5 【適用期間】 令和2年4月1日～9月30日まで 【申請期限】 支給対象期間の末日の翌日から2か月以内</p>	<p>ハローワーク名護 ☎ 0980-52-2810 名護労働基準監督署 ☎ 0980-52-2691</p>
16	沖縄県 雇用継続助成金 雇用調整助成金の 上乗せ補助	<p style="text-align: right;">県</p> <p>雇用の維持を図るため、国の雇用調整助成金等の支給を受けた事業主に対する上乗せ助成を行います。 【対象】 「雇用調整助成金」及び「緊急安定助成金」の支給決定を受けた、県内に所在する事業所の事業主 【対象要件】 国から雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金の支給を受けていること 【助成率】 ①新型コロナ特例の場合 大企業 : 国 1/2 県 1/6 (企業 2/6) 中小企業 : 国 2/3 県 1/6 (企業 1/6) ②緊急対応期間(4月1日から6月30日) 大企業 : 国 2/3 県 1/6 (企業 1/6) 中小企業 : 国 4/5 県 2/15 (企業 1/15) ③緊急対応期間(4月1日から6月30日) 従業員解雇なし 大企業 : 国 3/4 県 1/4 (企業なし) 中小企業 : 国 10/10 県 なし (企業なし) 【申請期限】 令和2年7月20日～</p>	<p>事業主向け 雇用支援事業事務局 (グッジョブ相談 ステーション) ☎ 098-941-2044 (平日9:00～17:00)</p>

4 従業員が休業

17	<p>新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金</p> <p>休業手当を受け取ることができなかった従業員</p>	<p>新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止の措置の影響により、休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金(休業手当)を受けることができなかった方に対し労働者の申請により新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給しますので労働者の方に周知してください。</p> <p>【対象】令和2年4月1日～令和2年9月30日までの間に事業主の指示を受けて休業した中小企業の労働者</p> <p>【算定方法】休業前の1日当たり平均賃金×80%(1日当たり11,000円が上限)×各月の日数-就労した又は労働者の事情で休んだ日数</p> <p>【受付期間】令和2年7月1日～令和2年12月31日まで</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対応休業支援金コールセンター</p> <p>☎ 0120-221-276</p> <p>(月～金 8:30 20:00) (土日祝 8:30 17:15)</p>
18	<p>両立支援等助成金(新型コロナ特例)</p>	<p>①介護離職防止支援コース 仕事と介護の両立支援に関する取組を行い、介護休業や介護のための勤務制限制度を利用させる場合に活用できます。</p> <p>②母性健康管理措置による休暇取得支援コース 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が安心して休暇を取得して出産し出産後も継続して活躍できる職場環境を整備するため、当該女性労働者のために有給の休暇制度を設けて取得させた事業主を助成します。</p>	<p>沖縄県労働局 雇用環境・均等室</p> <p>☎ 098-868-4403</p> <p>(平日8:30～17:15)</p>
19	<p>小学校休業等対応助成金</p> <p>子どもの世話で休業せざるを得ない</p>	<p>臨時休業した小学校などに通う子供の世話を保護者として行うことが必要になった労働者へ有給休暇(年次有給休暇を除く)を取得させた事業主へ助成(日額一日15,000円)助成します。対象期間は令和2年2月27日～令和2年9月30日までです。</p> <p>【対象】小学校等の臨時休業などにより従業員へ特別休暇を取得させた事業主</p> <p>【助成額】有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10(上限あり)</p> <p>※支給上限は1日当たり8,330円～15,000円</p> <p>【申請期間】～令和2年12月28日まで</p>	<p>学校等休業助成金・支援金相談コールセンター</p> <p>☎ 0120-60-3999</p> <p>(毎日9:00～21:00)</p>

減免・猶予

5 税金や保険料等が払えない

TAX

20	<p>徴収猶予の「特例制度」</p>	<p>税金の支払いが難しい場合は、無担保かつ延滞金なしで1年間、市税のほか国税、県税徴収(※)の猶予を受けることができます。</p> <p>【対象】収入が前年同期比で概ね20%以上減少し、税金が払えない方</p> <p>【手続き】徴収猶予を受けようとする場合、申請書や必要書類の提出が必要です。</p> <p>※すでに申請期限を過ぎた税もあります。また、国税・県税については、国税事務所フリーダイヤル、名護県税事務所にお問い合わせください。</p>	<p>【市税】 税務課 納税係 ☎ 内線 193/194/323/324</p> <p>【国税】 国税事務所 フリーダイヤル ☎ 0120-826-167</p> <p>【県税】 名護県税事務所 ☎ 0980-52-5138</p>
21	<p>社会保険料等の納付猶予</p> <p>①厚生年金保険 ②健康保険料 ③労働保険料</p>	<p>今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった事業主の方には、申請により、1年間特例として厚生年金保険料及び労働保険料等の納付の猶予(無担保・延滞金免除)することが可能となります。</p> <p>※令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する厚生年金保険料等が対象。</p> <p>【対象】新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上の減少があり、一時に納付を行うことが困難な事業主</p> <p>【申請先】</p> <p>①厚生年金保険/名護年金事務所 ②健康保険料/協会けんぽなら名護年金事務所、健康保険組合加入なら健康保険組合 ③労働保険料/名護労働基準監督署</p>	<p>【厚生年金保険】 名護年金事務所 ☎ 0980-52-2522</p> <p>【健康保険料】 協会けんぽの方 名護年金事務所 ☎ 0980-52-2522</p> <p>健康保険組合の方 ☎</p> <p>【労働保険料】 名護労働基準監督署 ☎ 0980-52-2691</p>

5 税金や保険料等が払えない

TAX

実施済み

22	<p>水道基本料金の免除</p> <p>国 県 市</p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う経済的負担を軽減するため、令和2年6月・7月分水道基本料金を免除します。 【免除額】 営業用：4,180円 【申請】 不要</p>	<p>環境水道部 経営課 料金係 ☎ 内線 362/363/364/365</p>
23	<p>電気・ガス・電話料金 NHK受診料等の支払猶予</p> <p>民</p>	<p>電気代、ガス代、水道・下水道料金など収入が減少し、期限内に支払いが困難な場合に一定期間支払いが猶予されます。</p>	<p>各契約会社へお問い合わせください。</p>

貸付

6 資金繰りのために融資を受けたい




24	<p>セーフティネット 保証4号</p> <p>認定書受付期限</p> <p>国</p>	<p>経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証（最大2.8億円）とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度で幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠（最大2.8億円）で借入債務の100%を保証します。 ※売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合 【対象】 次の①～③を全て満たすこと。 ①事業歴が3ヶ月以上の事業者 ②原則、最近1ヶ月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月を含む3ヶ月間の売上高等が前年同月に比して20%以上減少することが見込まれること。 ③沖縄県信用保証協会の保証対象業種であること 【認定書申請先】 商工・企業誘致課 商工係 【認定書申請期限】 令和2年5月1日～令和2年12月1日まで</p>	<p>【認定】 商工・企業誘致課 商工係 ☎ 0980-53-7530 ※銀行から代理申請をすることができます。 【融資申込み】 各取扱金融機関窓口</p>
25	<p>セーフティネット 保証5号</p> <p>通年受付</p> <p>国</p>	<p>経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証（最大2.8億円）とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度で特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠（最大2.8億円、4号と同枠）で借入債務の80%を保証。 ※売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合 【対象】 令和2年5月1日より原則全業種で次のいずれかに該当 ①直近3カ月の売上高または販売数量が前年同期売上高等に比較して5%以上減少している ②原油等仕入価格の上昇分を製品等の販売価格に転嫁できない。 ③信用保証協会の対象業種であること 【認定書申請先】 商工・企業誘致課 商工係</p>	<p>【認定】 商工・企業誘致課 商工係 ☎ 0980-53-7530 ※銀行から代理申請をすることができます。 【融資申込み】 各取扱金融機関窓口</p>
26	<p>新型コロナウイルス 感染症に係る 危機関連保証</p> <p>認定書受付期限 1月31日まで</p> <p>国</p>	<p>全国の中小企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、全国・全業種※の事業者を対象に「危機関連保証」（借入債務の100%を保証）として、売上高が前年同月比▲15%以上減少する中小企業・小規模事業者に対して、更なる別枠（2.8億円）を措置。 【対象】 次の①～③を全て満たすもの ①事業歴が3ヶ月以上の事業者 ②金融取引に支障を来しているもので、金融取引の正常化を図るため、資金調達が必要となっているもの ③原則として最近1ヶ月の売上高等が前年同月に比して15%以上減少しており、かつその後2ヶ月を含む3ヶ月間の売上高等が前年同月に比して15%以上減少することが見込まれること。 【認定書申請先】 商工・企業誘致課 商工係 【認定書認定期間】 令和2年2月1日から令和3年1月31日まで</p>	<p>【認定】 商工・企業誘致課 商工係 ☎ 0980-53-7530 ※銀行から代理申請をすることができます。 【融資申込み】 各取扱金融機関窓口</p>
27	<p>新型コロナウイルス感染 症対応資金</p> <p>実質無利子・無担保</p> <p>県</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者に対して、国の制度を活用し、最大で実質無利子(当初3年間)・無担保・保証料ゼロ・据置最大5年の融資を創設。 【対象】 県内で事業を営んでおり、新型コロナウイルス感染症の影響で売上高が減少した中小企業者でセーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の市町村の認定を受けたもの。 【限度額】 4,000万円 【利率】 0.8%(セーフティネット保証4号、危機関連保証) 1.6%(セーフティネット保証5号) 【貸付期間】 10年以内 【資金用途】 運転資金・設備資金(借換可能) 【取扱金融機関】 琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、商工組合中央金庫、JAおきなわ、みずほ銀行、鹿児島銀行</p>	<p>お取引のある金融機関又は最寄りの取扱金融機関に直接ご相談ください。</p>

6 資金繰りのために融資を受けたい 

28	<p>中小企業 セーフティネット 資金貸付</p> <p>通年受付</p>	<p>県</p> <p>【対象】事業歴が3ヶ月以上で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者、協同組合等 【対象地域】沖縄県内の全市町村 【資金用途】新型コロナウイルス感染症の影響対応に係る事業資金 【融資限度額】運転資金・設備資金併せて3,000万円（一般保証枠適用） 【融資期間】7年（据置期間1年以内） 【融資利率】0.90% 【保証料率】0%（保証料は全額県が負担） 【認定書申請先】商工・企業誘致課 商工係 【融資申込期間】令和2年2月3日～</p>	<p>【融資条件詳細】 沖縄県 商工労働部 中小企業支援課 (金融班) ☎ 098-866-2343</p> <p>【認定書申請】 商工・企業誘致課 商工係 ☎ 0980-53-7530</p>
29	<p>新型コロナウイルス 感染症特別貸付 (沖縄公庫)</p>	<p>民</p> <p>【対象】中小企業・小規模事業者、生活衛生関係事業者 【対象要件】新型コロナウイルス感染症の影響を受け、次のいずれにも当てはまる方 ①最近1カ月の売上高が前年又は前々年同期に比し5%以上減少していることまたはこれと同様の状況にあること ②中長期的に見て、業況が回復しかつ発展することが見込まれること 【限度額】直接貸付3億円 【利率】基準利率 ※ただし1億円を限度額として融資後3年目までは基準利率-0.9%、4年目以降基準利率 【貸付期間】設備資金20年以内、運転資金15年以内</p>	<p>【沖縄公庫本店】 中小企業資金・ 生業資金 ☎ 098-941-1785 生活衛生資金 ☎ 098-941-1830</p> <p>【沖縄公庫北部支店】 ☎ 0980-52-2338</p>
30	<p>小規模事業者経営改善 金貸付（マル経）等の拡 充</p>	<p>民</p> <p>【対象】商工会議所、商工会、商工会連合会、生活衛生同業組合等の実施する経営指導等を受けており、会議所等の長の推薦を受けた小規模事業者・特定規模事業者の方 【対象要件】新型コロナウイルス感染症の影響により最近1カ月の売上が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している方 【限度額】別枠1,000万円 【利率】融資後3年間は経営改善利率から-0.9%、4年目以降は経営改善利率 【貸付期間】設備資金10年以内、運転資金7年以内</p>	<p>【沖縄公庫本店】 中小企業資金 ・生業資金 ☎ 098-941-1785 生活衛生資金 ☎ 098-941-1830 【沖縄公庫北部支店】 ☎ 0980-52-2338</p>
31	<p>小規模企業共済制度の特 例緊急経営安定貸付等</p>	<p>民</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、業況が悪化したことにより売上が減少した小規模企業共済の契約者に対し、緊急経営安定貸付の貸付利率の無利子化、据置期間の設定、償還期間の延長などの貸付要件の緩和を実施します。 【対象】新型コロナの影響で最近1カ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模企業共済の貸付資格を有する契約者の方 【限度額】2,000万円（ただし、契約者が納付した掛金の総額の7～9割の範囲内） 【利率・担保・保証人】無利子、無担保、保証人不要 【償還期間】貸付500万円以下 4年 貸付505万円以上 6年 【償還方法】6カ月ごとの元金均等割賦償還</p>	<p>(独) 中小企業基盤 整備機構共済相談室 ☎ 050-5541-7171 (平日9:00～18:00)</p>
32	<p>新型コロナ特例 リスケジュール</p>	<p>民</p> <p>新たに新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者に対して、中小企業再生支援協議会が窓口相談や金融機関との調整を含めた新型コロナウイルス感染症特例リスケジュール計画策定支援を行います。 ①一括して既存債務の元金返済猶予要請 ②資金繰り計画策定における金融機関調整 ③資金繰りの継続サポート (①～③における中小企業者の費用は原則不要です。)</p>	<p>中小企業金融相談窓口 ☎ 0570-783-183</p> <p>沖縄県中小企業再生 支援協議会 ☎ 098-868-3760</p>

7 観光・飲食店 

33	GOTOキャンペーン事業	国	<p>①GOTOトラベルキャンペーン 国内旅行を対象に宿泊・日帰り旅行代金の1/2相当額を支援します。上限額は1人1泊20,000円、日帰りは1人1万円。支援額の内、①7割は旅行代金の割引に、②3割は旅行先で使える地域共通クーポンとして付与します。連泊制限や利用回数の制限はありません。</p> <p>【利用期間】</p> <p>①宿泊を伴う ~令和3年2月1日まで ②日帰り ~令和3年1月31日まで ③修学旅行 ~令和3年3月15日まで</p>	<p>一般利用者向け ☎ 03-3548-0520 関係事業者向け ☎ 03-3548-0525 (平日9:30~17:00)</p>
			<p>②GOTOEATキャンペーン ポイント還元やプレミアム付き食事券の発行を支援することで、感染予防対策に取り組む飲食店の需要を喚起し、同時に食材を供給する農林漁業者を支援するキャンペーンです。</p> <p>【対象】 民間事業者(オンライン予約サイト運営者・食事券発行事業者)</p> <p>【主な支援】</p> <p>①オンライン予約サイトで予約・来店した方へ次回に使える1人最大1,000円分のポイントを付与 ②地域内の登録店舗で使える25%のプレミアムを付けた食事券を発行</p> <p>【実施時期】 10月以降に準備のできた地域から、プレミアム付き食事券の発行を順次実施する予定</p> <p>【参加登録店舗】 感染予防対策に取り組むことが条件</p>	<p>Go To Eatキャンペーン コールセンター ☎ 0570-029-200 (毎日10:00~17:00)</p> <p>※ただし12月29日~1月3日は除く。</p>
			<p>③GOTOイベントキャンペーン チケット販売事業者などを経由して、期間中のイベントやエンターテイメントのチケットを購入した方に、チケット料金の2割相当の割引またはクーポン等を付与することで、イベントやエンターテイメント業の需要を喚起することを目的とするキャンペーンです。</p> <p>【対象】 新型コロナウイルス感染症により影響を受けたスポーツや文化芸術に関するイベントであり、国内で不特定かつ多数を対象に有償で行われるもの</p> <p>【主な支援内容】</p> <p>①チケット代金の割引②会場等での物販で利用できるクーポン等の付与 ③別のイベントやエンターテイメントのチケット購入のみに利用できるポイント等の付与</p>	<p>経済産業省 商務情報政策局 商務・サービスグループ 官民一体型需要喚起推進室 juyoukanki-campaign@meti.go.jp ※詳細は委託先決定次第</p>
			<p>④GOTO商店街キャンペーン 商店街等への誘客や、商店街等での購買に繋がるイベントなどの取り組みを支援することにより、商店街等のにぎわい回復を図ることを目的としたキャンペーンです。</p> <p>【対象】 中小小売業やサービス行のグループ等(商店街・飲食店街・温泉組合・テナント会等)</p> <p>【主な支援内容】 「イベント資金、ノウハウ、人材派遣等による支援、イベント等の広報」等の取組に上限300万円を支給</p>	<p>経済産業省 中小企業庁 経営支援部商業課 chuki-syogyo@meti.go.jp ※詳細は委託先決定次第</p>
34	宿泊施設バリアフリー化促進事業	国	<p>全国各地の観光地において、全ての訪日外国人旅行者がストレスフリーで快適に宿泊できる環境を整備するため、旅館・ホテル等の宿泊施設が実施する客室や共用部のバリアフリー化改修等の取組を支援します。</p> <p>【対象】 旅館業法の営業許可を得た宿泊事業者(旅館・ホテル等)</p> <p>【対象事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・客室のバリアフリー化 ・客室トイレのバリアフリー化 ・ワーケーションスペースの整備 ・車椅子対応、エレベーターの設置 <p>【補助率・補助額】 1/2 補助 1宿泊事業者当たり上限500万円</p> <p>【公募期間】 令和2年7月31日(金)~9月11日(金) ※事務局必着</p>	<p style="background-color: red; color: white; padding: 5px; display: inline-block;">受付終了</p>

7 観光・飲食店 

35	<p>宿泊施設基本的 ストレスフリー環境 整備事業</p> <p>サーモグラフィーも 対象経費</p>	<p>国</p> <p>全国各地の観光地において、全ての訪日外国人旅行者がストレスフリーで快適に宿泊できる環境を整備するため、旅館・ホテル等の宿泊施設が実施する基本的なインバウンド受入環境整備の取組を支援します。今回の公募より、サーモグラフィー等の導入が新たに支援メニューとして追加されました。</p> <p>【対象】旅館業法の営業許可を得た宿泊事業者(旅館・ホテル等)</p> <p>【対象事業】Wi-Fi整備、トイレの洋式化、案内表示の多言語化、サーモグラフィーの導入(※総客室数が50室以上の宿泊施設に限る)等</p> <p>【補助率・補助額】 インバウンド受入環境の整備 1/3 補助(上限150万円)</p> <p>【公募期間】令和2年7月31日(金)～9月11日(金) 観光庁必着</p>	<p>受付終了</p> <p>観光庁観光産業課 (宿泊施設インバウンド 対応支援事務局) 〒100-8918 東京都千代田区 霞が関2-1-2 ☎ 03-5253-8330 (平日10:00～17:00)</p>
36	<p>沖縄彩発見 キャンペーン(第2弾)</p>	<p>県</p> <p>沖縄県では、新型コロナウイルス感染症拡大により落ち込んだ旅行需要の早期回復を図るため、旅行商品代金に対して県が最大10,000円の補助を行い、県民の県内旅行需要喚起を図る「おきなわ彩発見キャンペーン」を実施しています。</p> <p>【利用対象者】沖縄県内に住所を有する者(在留外国人を含む)</p> <p>【利用期間】令和2年7月10日～8月31日チェックアウト分</p>	<p>受付終了</p> <p>「おきなわ彩発見」ツアー プラン等を取り扱っている 旅行会社等へ直接お問い合 わせください。</p>
37	<p>新型コロナウイルス 感染症にかかる 衛生環境激変特別貸付</p>	<p>民</p> <p>【対象】旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営む生活衛生関係事業者の方</p> <p>【対象要件】新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来しており、次のいずれにも該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最近1カ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して10%以上減少しており、かつ、今後も売上高の減少が見込まれること ・中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれること <p>【限度額】直接貸付1,000万円(旅館業は別枠3,000万円)</p> <p>【利率】基準利率</p> <p>【貸付期間】運転資金7年以内</p>	<p>【沖縄公庫本店】 生活衛生資金 ☎ 098-941-1830</p> <p>【沖縄公庫北部支店】 ☎ 0980-52-2338</p>

8 農林漁業 

38	<p>経営継続補助金</p> <p>給付金ではないので 一定の自己負担額が 生じます。</p>	<p>国</p> <p>【対象】農林漁業者(個人及び法人)※常時従業員数は20人以下</p> <p>【対象経費】経営継続に関する取組に要する次の①～③の経費</p> <ol style="list-style-type: none"> ①国内外の販路の回復・開拓 ②事業の継続・回復のための生産・販売方式の確立・転換 ③円滑な合意形成の促進等 <p>【補助率】3/4(補助上限は100万円)※共同の場合最大1,000万円</p> <p>【申請期限】第2次募集 令和2年9月中旬～10月中旬</p>	<p>【作成・相談支援機関】 名護漁業協同組合 ☎ 0980-52-2812 羽地漁業協同組合 ☎ 0980-58-1829 沖縄県農業協同組合 ☎ 098-831-5565 沖縄県養鶏農業協同組合 ☎ 098-973-2331 沖縄県花卉園芸 農業協同組合 ☎ 098-860-2269</p>
39	<p>農林漁業 セーフティネット 資金貸付</p> <p>実質無利子・無担保</p>	<p>国</p> <p>【対象】農林漁業者であって農林漁業に係る所得が総所得の過半を占めている方など</p> <p>【対象要件】新型コロナウイルス感染症により資金繰りに著しい支障を来していること又は来すおそれがあること</p> <p>【限度額】(一般)1,200万円(特認)年間経営費等の12/12以内</p> <p>【利率】貸付日から当初5年間、公益財団法人農林水産長期金融協会が借入者に利子助成することで、実質無利子。</p> <p>【貸付期間】10年以内</p>	<p>【沖縄公庫本店】 農林漁業資金 ☎ 098-941-1840</p> <p>【北部支店】 ☎ 0980-52-2338</p>
40	<p>高収益作物次期作 支援交付金</p>	<p>国</p> <p>【対象】令和2年2月～4月の間に野菜・花き・果樹などについて出荷実績がある、または廃棄等により出荷できなかった生産者</p> <p>【交付額】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①高収益作物の次期作に向けた取組 10aあたり5万円 ②新たな品種や新技術の導入等の取組 10aあたり2万円×取組数 ③高品質な花きを厳選して出荷する取組 1人1日あたり2,200円 	<p>農家対象</p> <p>沖縄総合事務局 農林水産部 生産振興課 ☎ 098-866-1653</p>

8 農林漁業 

41	<p>優良肉用子牛生産推進緊急対策事業 (ALIC事業)</p> <p>※申請は 生産者→民間団体→ALIC</p>	<p>国</p> <p>肉用子牛（品種区分毎）の全国平均価格（月別）が、発動基準(右記)を下回った場合に、経営改善のための取組メニュー（①～④のうち2つ以上）に取り組んだ生産者に対し、販売頭数に応じて奨励金を交付します。</p> <p>【対象】経営改善のための取組メニューに取り組む生産者</p> <p>【補助額】黒毛和種 60万円、交雑種 30万円、乳用種18万円を下回った場合、1万円/1頭 等</p> <p>【取組メニュー】</p> <p>①畜舎の環境改善（防虫・暑熱・寒冷対策等）</p> <p>②経営分析（経営管理研修会への参加等）</p> <p>③子牛の疾病予防（下痢防止剤の投与等）</p> <p>④繁殖雌牛・子牛の栄養状態の改善（ビタミン等飼料添加物の利用等）</p>	<p>畜産農家対象</p> <p>農林水産省 生産局 食肉鶏卵課 ☎ 03-3502-5989</p>
42	<p>沖縄県肉用牛肥育経営安定対策事業</p>	<p>県</p> <p>肥育牛の出荷遅延に要する経費のうちかき増し経費の一部を支援します。</p> <p>【対象】県内肉用牛肥育農家</p> <p>【対象要件】</p> <p>①出荷頭数のうち、出荷遅延した肥育牛</p> <p>②令和2年4月1日から9月30日における出荷頭数の3割以内の出荷遅延した肥育牛</p> <p>【補助額】定額 22,000円/1頭</p> <p>【申請期間】令和2年7月～令和3年3月31日まで</p>	<p>畜産農家対象</p> <p>沖縄県畜産課 ☎ 098-866-2269</p> <p>沖縄県畜産振興公社 ☎ 098-885-1129</p>
43	<p>特定水産物供給平準化事業 (新型コロナウイルス感染症緊急対応)</p>	<p>国</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける水産物の買取、保管等の費用を支援します。</p> <p>【対象】漁業者団体等</p> <p>【補助率】定額、対象経費の2/3</p> <p>【事業実施主体】民間団体</p>	<p>漁業者対象</p> <p>水産庁 加工流通課 ☎ 03-6744-2350</p>
44	<p>園芸作物再生産支援事業</p>	<p>県</p> <p>新型コロナウイルス感染症の発生により特に被害の大きかった花き生産農家に対し、次期作生産に係る経費の一部を支援します。</p> <p>【対象】花き生産農家</p> <p>【対象要件】次期作に向けた花きの取組の①～③全てを満たすこと</p> <p>①国の「高収益作物次期作支援交付金」に取り組むこと</p> <p>②11月30日までに定植すること</p> <p>③栽培する品目は沖縄県が定める戦略品目であること</p> <p>【補助額】10a当たり3万円以内</p> <p>【申請期間】令和2年8月～12月（予定）</p>	<p>花き農家対象</p> <p>沖縄県農林水産部 園芸振興課 野菜花き班 ☎ 098-866-2266 (平日9:00～17:00)</p>
45	<p>ちばりよ～！ わった～農林水産業応援プロジェクト事業</p>	<p>県</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けた農林水産物の学校給食・子ども食堂等への食材提供、公共施設等での花き活用拡大支援などの取組をとおして地産地消の推進、消費拡大を図ります。</p> <p>①学校給食への和牛・水産物等の食材提供</p> <p>【対象】沖縄県畜産振興公社、沖縄県漁業協同組合連合会等</p> <p>【対象要件】県内で食材提供を希望する小中学校等</p> <p>【補助率】食材提供を希望する小中学校等への食材費、加工費及び輸送費を定額補助</p> <p>【申請期間】令和2年9月～令和3年2月まで</p> <p>②子ども食堂等への果実提供事業</p> <p>【対象】子ども食堂等、保育所</p> <p>【対象要件】食材提供を希望する県内の子ども食堂等、保育所</p> <p>【補助率】子ども食堂等、保育所等へ提供する県産パイン・マンゴーの食材費及び輸送料費</p> <p>【申請期間】令和2年7月～令和2年9月まで</p> <p>③公共施設等での花き活用補助金</p> <p>【対象】沖縄県花き園芸協会</p> <p>【対象要件】県単位で活動する協議会</p> <p>【補助率】公共施設等で活用する花材費の1/2</p> <p>【申請期間】令和2年8月～令和3年3月まで</p>	<p>畜産・漁業対象</p> <p>沖縄県 畜産課 ☎ 098-866-2269 (平日9:00～17:00)</p> <p>花き農家対象</p> <p>沖縄県 水産課 ☎ 098-866-2300</p> <p>果樹農家対象</p> <p>沖縄県 流通加工推進課 ☎ 098-866-2255</p>

8 農林漁業 

46	<p>農薬・堆肥補助の上乗せ補助</p>	<p>市 新型コロナウイルス感染拡大に伴い収益が落ちた農家を支援する目的で、名護市が行っている農薬・堆肥の補助を増額いたします。</p> <p>【対象】名護市農業委員会の農家台帳に登録されている方</p> <p>【補助率・対象期間】</p> <p>①野菜・果樹等農家（花き農家以外の農家） 令和2年7月6日～令和3年3月末まで 農薬20%、堆肥60% 堆肥(袋)75円/袋</p> <p>②花き農家 令和2年7月6日～令和2年12月末まで 農薬25% 堆肥75% 堆肥(袋)110円/袋 令和3年1月～令和3年3月末まで 農薬20% 堆肥60% 堆肥(袋)75円/袋</p> <p>【補助が受けられる店舗】 J Aおきなわ組合員及び沖縄県花卉園芸農業協同組合員以外の農家、沖縄県花卉園芸農業協同組合員</p> <p>【申請期間】 令和2年7月6日～令和3年3月末まで</p>	<p>農林水産部 園芸畜産課 園芸係 ☎ 内線286</p>
47	<p>子牛生産育成事業補助金の上乗せ補助</p>	<p>市 新型コロナウイルス感染拡大に伴い収益が落ちた畜産農家を支援する目的で、名護市が行っている子牛生産育成事業の補助を増額いたします。</p> <p>【対象】市内の農家又は農業者団体</p> <p>【補助額・対象期間】 令和2年7月6日～令和3年3月末までに発行された登記書まで15,000円/頭（5,000円/頭 上乗せ）</p> <p>【申請期間】 令和2年7月6日～令和3年3月末まで</p>	<p>農林水産部 園芸畜産課 畜産係 ☎ 内線262</p>
48	<p>消毒薬・悪臭対策資材費等の上乗せ補助</p>	<p>市 新型コロナウイルス感染拡大に伴い収益が落ちた畜産農家を支援する目的で、名護市が行っている家畜防疫対策事業補助金のうち「消毒衛生奨励事業」と「オガコ堆肥化奨励事業」、畜産環境改善事業のうち「悪臭改善事業」の補助を増額いたします。</p> <p>【対象】農業協同組合及びその他市長が認める団体</p> <p>【補助額・対象期間】</p> <p>①消毒薬等の購入に関する経費(令和2年7月6日～令和3年3月末) 80%以内（約40%上乗せ）</p> <p>②オガコ購入に係る経費(令和2年7月6日～令和3年3月末) 50%以内（約10%上乗せ）</p> <p>③消臭及び防臭に関する薬剤及び資材購入に係る費用(令和2年7月6日～令和3年3月末) 50%以内（約30%上乗せ）(補助対象額は1カ月当たり20,000円上限)</p> <p>【申請期間】 令和2年7月6日～令和3年3月末まで</p>	<p>農林水産部 園芸畜産課 畜産係 ☎ 内線262</p>

9 医療機関 

49	<p>新型コロナウイルス感染症医療機関協力金</p>	<p>県 新型コロナウイルス感染症患者及び感染症の疑いがある患者の受入に協力してくれた医療機関に対し、協力を交付します。</p> <p>【対象】 感染症指定医療機関及び感染症協力医療機関等(21施設)</p> <p>【交付額】</p> <p>①入院受入のある医療機関 外来診療基礎額 1 医療機関につき 1 日あたり36,000円 入院患者変動額 延べ入院患者 1 人につき 1 日当たり64,000円</p> <p>②入院受入のない医療機関 外来診療基礎額 1 医療機関につき 1 日あたり36,000円</p>	<p>沖縄県 保健医療部 医療政策課 ☎ 098-866-2111</p>
50	<p>新型コロナウイルス感染症防止対策地域医療機関等支援事業</p>	<p>県 地域の医療機関等に対し、院内での感染防止対策及び診療体制の確保のための支援金を交付します。</p> <p>【対象経費】 新型コロナ感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する経費</p> <p>【対象機関・交付額】</p> <p>(1)病院(救急、周産期、小児医療機関以外) 1 施設当たり200万円+病床数×5万円</p> <p>(2)有床診療所(医科、歯科) / 1 施設当たり200万円</p> <p>(3)無床診療所(医科、歯科) / 1 施設当たり100万円</p> <p>(4)薬局 / 1 施設当たり70万円</p> <p>(5)訪問看護ステーション / 1 施設当たり70万円</p> <p>(6)助産所 / 1 施設当たり70万円</p> <p>【申請期間】 令和2年8月～(予定)</p>	<p>厚生労働省新型コロナ緊急包括支援交付金 コールセンター ☎ 03-3595-3317 (平日9:30~18:00)</p> <p>オンライン申請に関するヘルプデスク 国保中央会 ☎ 0120-041-422</p>
51	<p>新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金</p> <p>感染者診察 20万円 指定医療機 10万円 感染者なし 5万円</p>	<p>県 新型コロナウイルス感染症患者が拡大する困難な状況下で、従事した医療施設等職員に対して慰労金を給付します。</p> <p>【対象要件・支給額】</p> <p>都道府県から役割を設定された医療機関等に勤務し患者と接する医療従事者や職員であって</p> <p>①実際に感染症患者に診察等を行った医療機関等である場合 20万円</p> <p>②①以外の場合 10万円</p> <p>③その他病院、診療所、訪問看護ステーション、助産所に勤務し患者と接する医療従事者や職員 5万円</p>	<p>沖縄県 地域保健課 ☎ 098-866-2215 (平日9:00~17:00)</p>
52	<p>新型コロナウイルス感染症対応救護施設従事者慰労金</p> <p>感染者発生 20万円 発生なし 5万円</p>	<p>県 新型コロナウイルス感染症が発生した又は濃厚接触者に対応した救護施設に勤務する職員に対し慰労金(20万円)を支給します。それ以外の救護施設に勤務し、利用者との接触を伴うサービスに携わる職員に対し慰労金(5万円)を支給します。該当の事業者の方は職員への周知をお願いします。</p> <p>【対象要件・支給額】</p> <p>①利用者に感染者が発生又は濃厚接触者である利用者に対応した救護施設に勤務し利用者と接する職員 20万円</p> <p>②救護施設で勤務し利用者と接する職員(①以外) 5万円</p>	<p>沖縄県 保護・救護課 ☎ 098-866-2428 (平日9:00~17:00) ※申請開始は調整中</p>

事業種別

名護市役所 ☎0980-53-1212(代表)

10 福祉施設 

53	<p>児童福祉施設 指導育成費 (児童養護施設等に おける感染拡大防止等の 取組)</p>	<p>県 児童養護施設等の感染拡大防止のため必要な改修や衛生用品・備品の購入・備蓄等を支援するとともに、児童相談所の感染防止対策及び親が罹患した児童を一時保護する体制を構築します。 【対象】児童養護施設、里親等 【事業内容】 ①感染防止用備品・消耗品等の購入（1施設・世帯 上限50万円） ②感染が疑われる者を空間的に分離するための個室化に要する改修費 ③児童相談所一時保護所へ看護師を配置（支援体制強化）</p>	<p>沖縄県 子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課 ☎ 098-866-2174</p>
54	<p>障害福祉施設の 感染防止対策 (多床室の間仕切り等)</p>	<p>県 障害福祉サービス事業所等の感染防止対策に要する経費を助成します。 【対象者】障害者支援施設及び障害児入所施設 【補助額】 ①新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に必要なマスク等の衛生用品を購入する経費、又は新型コロナウイルス感染症が発生した場合に感染拡大防止のため建物や設備の消毒に要する経費 50万円/施設 ②感染症が発生した場合に備え、施設内の生活空間等の区分け等、間仕切り等の購入及び設置に要する経費 50万円/施設 【申請期間】未定（調整中）</p>	<p>沖縄県 障害福祉課 ☎ 098-866-2190</p>
55	<p>障害福祉事務所等 従事者慰労金</p> <p>感染者発生 20万円 発生なし 5万円</p>	<p>県 新型コロナウイルス感染症が発生した又は濃厚接触者に対応した施設・事業所に勤務する職員に対し慰労金(20万円)を支給します。それ以外の施設・事業所に勤務し、利用者との接触を伴うサービスに携わる職員に対し慰労金(5万円)を支給します。該当の事業者の方は職員への周知をお願いします。 【対象要件・支給額】 ①利用者に感染者が発生又は濃厚接触者である利用者に対応した事業所・施設等に勤務し利用者とする職員 20万円 ②事業所で勤務し利用者とする職員(①以外) 5万円</p>	<p>沖縄県 障害福祉課 ☎ 098-866-2190 (平日9:00~17:00) ※申請開始は調整中</p>

11 介護施設 

56	<p>新型コロナウイルス 感染症対策事業補助金</p> <p>①介護サービス事業所・施設等における感染症対策支援事業 ②在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業 ③在宅サービス事業所における環境整備への助成事業</p>	<p>県 感染症対策を徹底しつつ介護サービスを継続的に提供するための衛生用品の購入等サービスの提供に必要なかかり増し経費をの支援を行い、サービス利用休止中の利用者への利用再開に向けた働きかけ、感染症防止のための環境整備の取り組みについて支援します。 【対象】 ①介護サービス事業所・施設等(サ高住等を含む) ②③在宅サービス事業所(訪問・通所・短期入所・多機能型等) 【対象要件】令和2年4月1日以降に以下の取組を行った事業所等 ①感染症対策を徹底したうえでサービスを提供するために必要なかかり増し経費が発生した介護サービス事業所・施設等 ②サービス利用休止中の利用者への利用再開支援(☎・訪問等によるサービス提供のための調整等)を行った在宅サービス事業所 ③感染症防止のための環境整備を行った在宅サービス事業所 【補助額】 ①事業所系：33千円~1,885千円、施設系：定員当たり36千円~48千円 ②利用者当たり 電話確認1.5千円、訪問による場合3千円 ③事業所あたり200千円 【申請期間】未定(対象期間令和2年4月1日~令和3年3月31日)</p>	<p>沖縄県 子ども生活福祉部 高齢者福祉介護課 ☎ 098-866-2214 (平日9:00~17:00)</p>
57	<p>地域介護・福祉空間 整備等施設整備交付金事業</p>	<p>県 介護施設等における感染防止のための個室化改修費を補助します。 【対象】居住系高齢者施設の設置主体 【対象要件】事業継続が必要な介護施設等において、感染が疑われる者が複数発生して多床室に分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化整備。 【補助額】97.8万円/1床 【申請期間】未定(対象期間令和2年7月10日~令和3年3月31日)</p>	<p>沖縄県 子ども生活福祉部 高齢者福祉介護課 ☎ 098-866-2214 (平日9:00~17:00)</p>

11 介護施設 

58	<p>簡易陰圧装置・喚起設備設置事業</p>	<p>県 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止のための簡易陰圧装置及び換気設備の設置について補助金を交付し支援します。 【対象】 居住系高齢者施設 【対象要件】 簡易陰圧装置設置支援、換気設備設置支援 【補助額】 簡易陰圧装置設置支援：1台あたり4,320千円 換気設備設置支援：1㎡あたり4千円 【申請期間】 未定(対象期間令和2年4月30日～令和3年3月31日)</p>	<p>沖縄県 子ども生活福祉部 高齢者福祉介護課 ☎ 098-866-2214 (平日9:00～17:00)</p>
59	<p>新型コロナウイルスに係る介護サービス事業所等継続支援事業</p>	<p>県 休業要請を受けた介護サービス事業所や利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所等が、感染機会を減らしつつ必要な介護サービスを継続して提供できるようかかり増し経費を支援します。 【対象】 介護サービス事業所 【対象要件】 休業要請を受けた事業所や利用者又は職員に感染者が発生した事業所等 【補助額】 3万円～100万円程度 ※介護保険サービス種別により異なる 【申請期間】 未定(対象期間令和2年1月15日～令和3年3月31日)</p>	<p>沖縄県 子ども生活福祉部 高齢者福祉介護課 ☎ 098-866-2214 (平日9:00～17:00)</p>
60	<p>新型コロナウイルス感染症対応介護事業所従事者慰労金</p> <p>感染者発生 20万円 発生なし 5万円</p>	<p>県 新型コロナウイルス感染症が発生または濃厚接触者である利用者に対応した介護サービス事業所・施設等に勤務し、利用者と接する職員及びそれ以外の職員に対して慰労金を支給します。該当の事業者の方は職員への周知をお願いします。 【対象要件・支給額】 ①利用者に感染者が発生又は濃厚接触者である利用者に対応した事業所・施設等に勤務し利用者と接する職員 20万円 ②事業所で勤務し利用者と接する職員(①以外) 5万円</p>	<p>沖縄県 子ども生活福祉部 高齢者福祉介護課 ☎ 098-866-2214 (平日9:00～17:00) ※申請開始は調整中</p>

12 その他(感染防止対策や消費促進)

61	<p>コロナに負けない公共交通奨励金</p>	<p>県</p> <p>公共交通機関における持続的な感染防止対策の定着を支援します。 【対象者】路線バス事業者、法人タクシー事業者 【対象要件】令和2年3月31日時点において必要な許可を受け、沖縄県内に営業所を有している公共交通事業者 【奨励金の額】 路線バス 登録車両1台当たり5万円 法人タクシー（タクシー・ハイヤー）登録車両1台当たり4万円 法人タクシー（福祉車両）登録車両1台当たり1万円 【申請期間】令和2年7月16日～令和2年8月31日まで</p>	<p>受付終了</p> <p>沖縄県 企画部 交通政策課 ☎ 098-866-2013</p>
62	<p>沖縄文化芸術コンテンツ配信環境支援事業</p>	<p>県</p> <p>県内のライブハウスや劇場、ホール、ギャラリー等の文化施設の運営者に対し公演・展示等配信に要する経費（配信機材の整備等）を補助することで事業者の負担を軽減し、ライブハウス等の施設運営者の収益力の強化、新しい生活様式に対応した鑑賞環境の構築を行います。 【対象】県内のライブハウスや劇場、ホール、ギャラリー等の文化施設の運営者 【対象要件】本事業で購入した配信機材により動画等の配信を3回以上行うこと 【補助額】 ①機材等の購入経費 上限50万円 ②撮影・配信に要する外部スタッフ人件費 上限20万円 【申請期間】令和2年9月～令和3年2月29日まで（予定）</p>	<p>沖縄県 文化観光スポーツ部 文化振興課 ☎ 098-866-2768</p>
63	<p>なごむん商品券（地域経済活性化応援事業）</p>	<p>市</p> <p>地域経済の回復に向けた契機とするために、消費拡大への即効性を促すプレミアム付なごむん商品券を販売します。 【プレミアム付き商品券】 ①加盟全店舗利用可能商品券5,000円 （販売価格4,000円 プレミアム率20%） ②中小規模及び個人店舗利用可能商品券5,000円 （販売価格2,500円 プレミアム率50%） 【販売期間】 第1期：令和2年8月25日～令和2年10月30日まで 第2期：令和2年11月2日～令和2年11月30日まで</p>	<p>(公財)名護市観光協会 ☎ 0980-53-7755 (平日9:00～17:00)</p>
64	<p>タクシーチケット（交通弱者買物支援事業）</p>	<p>市</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により外出を控える交通弱者への支援として、日用品及び生活必需品等の買い物の移動に係る費用、ならびに買い物代行、デリバリーサービスの配送に係る費用の一部を市が負担します。 【対象者】65歳以上の者のみで構成される世帯の方、障がい者手帳が交付されている方、母子健康手帳が交付されている方、1歳未満のお子様のいる世帯 【支給内容】560円×6回のチケットを配布 【利用期間】6月8日～7月19日まで ※期限が終了しました。</p>	<p>実施済み</p> <p>地域経済部 商工・企業誘致課 商工係 ☎ 0980-53-7530</p>
65	<p>ワーケーション拠点施設整備事業</p>	<p>市</p> <p>企業のテレワーク・ワーケーションの利用を促進し、サテライトオフィス設置に繋げ、企業立地を促進します。</p>	<p>地域経済部 商工・企業誘致課 企業誘致係 ☎ 内線213</p>
66	<p>超高速通信サービス整備事業</p>	<p>市</p> <p>超高速ブロードバンド環境未整備地域の解消のため、国の高度無線環境整備推進事業を活用し、光ファイバーを整備する民間通信事業者に対し、市が整備費用を補助し、市内全域への光ファイバー網を整備します。 【対象地域】屋部地域の一部、屋我地地域、久志地域(二見以北)</p>	<p>企画部 情報政策課 情報政策係 ☎ 内線253</p>

13 相談先 

	相談内容	相談窓口		設置場所
1	持続化給付金の申請方法等を知りたい ※9/29をもってライカム会場は閉鎖。 ※10/1より那覇会場が変更。	持続化給付金申請サポート 会場受付窓口	電話予約窓口(要予約) (日-金/8:30-19:00) オペレーター対応 ☎ 0120-279-292 IP電話等 ☎ 03-6832-6631	【那覇会場】10/1～ 沖縄県那覇市前島3-25- 1 泊ふ頭旅客 ターミナルビル2F
2	人事、賃金、就業規則、各種保険、助成金 などについて専門家に相談したい	社会保険労務士による 無料個別相談会	毎週水・金(要予約) ☎ 098-941-2044	名護市産業支援センター 2階会議室
3	中小企業・小規模事業者で 新型コロナウイルス感染症による 事業継続や経営相談をしたい	中小企業無料相談窓口 「沖縄県よろず支援拠点」 ※☎またはリモートにて 相談受付中	平日9:00～19:00 土日祝祭日9:00～17:00 ☎ 098-851-8460 ✉ contact@yorozu.okinawa	那覇市字小禄 1831 番地 1 沖縄産業支援セン ター4F(414号室)
4	組合に属していない農業者で 高収益作物次期作支援交付金の 交付を受けたい	農林水産部 農業政策課 農業計画係	☎ 内線266	本庁舎東棟2階 農業委員会内
5	消毒薬・悪臭対策資材費等の経費について 補助を受けたい	農林水産部 園芸畜産課 畜産係	☎ 内線262	本庁東棟2階 農業委員会隣
6	子牛生産農家で補助を受けたい	農林水産部 園芸畜産課 畜産係	☎ 内線262	本庁東棟3階 農業委員会隣
7	農薬・堆肥購入について補助を受けたい	農林水産部 園芸畜産課 園芸係	☎ 内線286	本庁東棟2階 農業委員会隣
8	農林漁業者で組合に加入しており、 経営継続補助金等の相談をしたい又は 書類作成支援をしてほしい	所属する各組合	名護漁業協同組合 ☎ 0980-52-2812 羽地漁業協同組合 ☎ 0980-58-1829 沖縄県農業協同組合 ☎ 098-831-5565 沖縄県養鶏農業協同組合 ☎ 098-973-2331 沖縄県花卉園芸 農業協同組合 ☎ 098-860-2269	各所在地
9	公共施設への寄附等 (マスク等の備消耗品)	企画部 企画政策課 秘書交流係	☎ 内線202	本庁東棟2階 市長室前

賃貸借契約(家賃の支払い等)についての基本的なルール

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた賃貸借契約の当事者の皆様に向けて、法務省より賃貸借契約に関する民事上のルールを説明したQ&Aが公表されています。

Q1：新型コロナウイルス感染症の影響で売上が減少し、現在借りている建物の家賃が払えなくなりました。すぐに退去しなければならないのですか。

A：賃料の支払義務の履行は重要ですが、建物の賃貸借契約においては、賃料の未払が生じて、信頼関係が破壊されていない場合には、直ちに退去しなければならないわけではありません。

Q2：新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、今後、家賃を払い続ける見通しが立ちません。家賃の減額や支払猶予等について、オーナーと交渉することはできないでしょうか。

A：賃貸借契約に定められている協議条項に基づき、オーナーと家賃の減額や支払猶予等について交渉を申し入れることが考えられます。

Q3：テナントが新型コロナウイルス感染症の影響により営業を休止することとなった場合、賃料が減額されることにはならないのですか。

A：当事者間でこのような場合についてあらかじめ合意している場合には、それによることとなります。また、当事者間での協議も重要です。協議に当たっては、賃料の減免の要否や程度等について、事案ごとの事情を考慮して判断していただくこととなります。

なお、テナントが休業した場合にも様々な場合がありますが、一例を挙げると、別段の合意がない場合において、オーナーは賃貸物件の使用を許容しているにもかかわらず、テナントが営業を休止している場合には、賃貸物件を使用収益させる賃貸人の義務は果たされており、テナントは賃料支払義務を免れないものと考えられます。他方、商業施設のオーナーが施設を閉鎖し、テナントが賃貸物件に立ち入れず、これを全く使用できないようなときは、賃貸人の義務の履行がないものとして、テナントは賃料支払義務を負わないことになると考えられます。

各事業者における新型コロナウイルス感染症対策

1 体調不良の従業員（職員）がいたら、**自宅療養**させてください。

【事業者の方】

- ①従業員（職員）の健康状態を常に確認し、**体調不良の職員は自宅療養**させてください。
- ②社内で発熱した場合は、**マスクを着用させたくて帰宅**させてください。
- ③職員に対して自宅待機などを命じた場合、**感染症法、労働基準法、労働安全衛生法や就業規則等に基づいた対応**を取ってください。



【従業員（職員）の方】

次の症状が続く場合は、コールセンター（098-866-2129）やかかりつけ医にお問い合わせください。

- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・重症化しやすい方（高齢者、基礎疾患のある方等）や妊婦の方で、発熱や咳など比較的重い風邪の症状がある場合
- ・重症化しやすい方以外の方で、発熱や咳など比較的重い風邪の症状が続く場合



2 従業員（職員）に感染が確認された場合は、その従業員（職員）は感染症法に基づく**入院等隔離が必要**です。

【事業者の方】

- ①必要に応じて保健所の助言等により、**事業所等の消毒**を行います。
- ②消毒のほか、家族、顧客への対応など不明な点については、最寄りの保健所へ相談してください。
- ③各職場において事前に厚生労働省作成の下記参考資料等を参考に対応ルールを定め、職員へ周知してください。

※消毒の方法※

- ・発熱者の執務エリア(机・いす等)の消毒(清拭)を行う
- ・**消毒範囲の目安は、発熱者の執務エリアの半径2m程度、トイレ等の使用があった場合は該当エリアの消毒を行う。**
- ・**アルコール消毒液(70%～80%)もしくは次亜塩素酸ナトリウム(0.05%)を用いる。**
- ・消毒の際は適切な**個人保護具(マスク・手袋等)**を用いること。



3 退院後、4週間程度は**衛生対策と健康観察**を行い体調を確認しながら**復帰**させてください。

【事業者の方】

保健所からアドバイスを受けたうえで、**退院後4週間程度は一般的な衛生対策に加え、健康観察を行い、**飛沫感染を予防するために**マスク着用を義務づけ、体調を確認しながら復帰**させてください。

【事業者・従業員（職員）の方】

診療に過剰な負担がかかり医療機能が低下することを避けるためにも、**復帰する社員が医療機関に「陰性証明や治癒証明」を求めたり、復帰する職員に「陰性証明や治癒証明書」の提出を指示することは控えてください。**



4 職員が濃厚接触者となった場合、濃厚接触者は14日間の外出自粛・健康観察等を行ってください。

【事業者の方】

保健所の要請に加えて、**事業者が独自に濃厚接触者に対して自宅待機などを命じる場合**には、**感染症法、労働基準法、労働安全衛生法や就業規則等に基づいた対応**を行ってください。

【従業員（職員）の方】

保健所が実施する調査により、職員が濃厚接触者と判断された場合は、保健所の助言に従い、感染防止の措置を講じることになります。**保健所からは14日間の外出自粛・健康観察が求められます。**(PCR検査の結果が、陰性だった場合でも最終接触日から14日間の外出自粛・健康観察が必要です。)



新型コロナウイルスの陽性者等が発生した場合における衛生上の職場の対応ルール（例）

- ※ この対応ルール（例）は、職場に新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者が発生した場合の対応に当たって参考となるよう、企業の取り組み事例を取りまとめたものです。職場の実態に応じて、ご活用ください。
- ※ 職場の対応ルールを定めた場合には、事業場の掲示板等に掲示するとともに、メールや社内イントラネット等の複数の媒体で労働者に周知願います。

1 労働者が陽性者等であると判明した場合の事業者（社内担当者）への報告に関すること

- ① PCR検査を実施することが決定した段階で、速やかに所属長に報告し、**PCR検査の結果が判明した際には、その結果を陽性、陰性に関わらず速やかに所属長に報告**します。
- ② 報告を受けた所属長は、**事業場の人事担当部門**（新型コロナウイルス対策本部や対応窓口が設置されている場合には当該部門）**に報告**しましょう。
- ③ 健康情報の取扱は、**必要最小限の関係者に限ってください。**
- ※ 健康情報取扱規程を定めている場合には、その取扱に準じて健康情報の取扱を行う関係者を定めてください。

2 労働者が陽性者等であると判明した場合の保健所との連携に関すること

- ① 労働者が陽性者等であると判明した場合には、濃厚接触者の**自宅待機などの保健所の指示に従います。**
- ② 保健所による積極的疫学調査が実施される場合に備え、事業場ごとに**保健所との窓口となる担当者**を決めておきます。
- ③ 陽性者等の**勤務状況や在籍する部署の座席表、フロアの見取図**を準備しておきましょう。

3 職場の消毒等が必要になった場合の対応に関すること

職場の消毒等については、保健所等より指示がある場合にはその指示に従い、特段の指示が無い場合には、以下の方法によって実施します。

（1）消毒を行う場所

① 陽性者等の執務室

パソコン、タブレット、電話、FAX、コピー機などの電子機器、陽性者等の椅子や机、キャビネット、ドアノブ、照明スイッチ、床面や壁など**陽性者等が接触したと考えられる箇所**

② 食堂、ロッカールーム、トイレなどの共有スペース

食堂の椅子やテーブル、会議室の椅子やテーブル、ロッカールームのドアノブや照明スイッチ、階段の手すり、トイレの便座など**陽性者等が接触したと考えられる箇所**

（2）使用する消毒液及び使用方法

① 陽性者等の周囲の**高頻度接触部位などは、消毒用アルコール又は0.05%の次亜塩素酸ナトリウムによる清拭で高頻度接触面や物品等を消毒します。**

② **陽性者由来の液体（痰、血液、排泄物など）が付着した箇所の消毒については、消毒用エタノールや0.05～0.5%次亜塩素酸ナトリウムで清拭又は30分間浸漬**します。

（3）消毒時に使用する保護具

① 清掃、消毒を行う者は、**手袋、マスク、ゴーグル等の眼を保護するものなどの保護具を着用しましょう。**

② 清拭には**使い捨てのペーパータオル**などを用います。

③ **手袋は滅菌したもので無くても差し支えありませんが、頑丈で水を通さない材質のものを用いて**ください。

（4）消毒後の手指の衛生

消毒の実施後は、手袋を外した後に**流水・石鹸による手洗い、手指消毒用アルコール等による手指の衛生**を必ず行う。

安全・安心な事業所環境を保てるよう本対応ルール（例）を参考に、各企業で濃厚接触者や感染者が出た際の対応ルールを定めてください。

また、本感染症は誰でもかかり得る感染症です。「もし自分や自分の家族がかかったら」と自分の身に置き換え、感染した方への誹謗中傷などはやめましょう。

